

生徒手帳

神奈川県立鶴嶺高等学校

## 生徒心得

神奈川県立鶴嶺高等学校の生徒である誇りと自覚をもって、本校の教育目標をよく理解し、お互いが深い愛情と協力の精神によって生き生きとした学校生活を送り、よりよい校風の発揚に努力する。

### 〔1〕 学 習

- (1) 勉学は生徒の本分であり、学校生活の中心となるものであるから、すべて積極的かつ活発に行うようにする。
- (2) 授業は常に自主的積極的態度でのぞみ疑問や不明箇所はそのままにしておかず、そのつど解明し納得できるように努める。
- (3) 欠席・遅刻・早退で欠課が生じた時は、その遅れをとり戻す努力をしなければならない。
- (4) 学習が厳粛緊張のうちに、しかも楽しく進められるよう教室の採光、保温、換気、整頓に注意する。

### 〔2〕 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠課・遅刻・早退が予め明らかな時は、事前にその理由を保護者が生徒手帳の諸届欄に記入、押印の上、HR担任に提出する。
- (2) 届け出なしに欠席する時は、当日HR時まで保護者が電話や伝言等によりHR担任に連絡する。連絡なしに欠席してはならない。
- (3) 長期欠席者は欠席期間中、その状況を随時HR担任に届け出る。
- (4) 忌引は次の標準による。  
父母7日(土日を含む)、祖父母・兄弟姉妹

- 3日、伯(叔)父(母)その他同居親族1日
- (5) 特別の事情がない限り遅刻してはならない。
- (6) 無断で早退してはならない。

### 〔3〕 登校・下校

- (1) 朝の登校は、HR開始時刻より10分前までにする。十分な時間の余裕をもって家を出なければならない。
- (2) 登校時から下校時まで無断外出はしない。やむを得ず外出する時は、HR担任又は他の職員に届け出て許可をうける。
- (3) 下校の際は、必ず戸締りや消灯の確認をする。
- (4) 一般生徒の下校時刻は午後5時とする。
- (5) 部活動の最終下校時刻は午後7時とし、部顧問の指導をうける。
- (6) 登下校に自動車やオートバイの使用(運転・同乗とも)を禁止する。制服を着用している場合も同様とする。
- (7) 自転車通学の希望者は、所定の願を出し、ステッカーを貼ること。
- (8) 登下校の際は、交通ルールを守って安全通学に心掛け、又他人に迷惑をかけてはならない。

### 〔4〕 服 装

- (1) 生徒は本校の制服を着用する。
- (2) 本校の制服は次のとおりとする。  
(ア) 男子は標準詰襟学生服とし、Yシャツは白無地とする。  
女子は黒の上着及びスカートまたはスラックスとし、ブラウスは白無地とする。  
スカート丈は膝下5cm～膝上5cmとする。

- (イ) 夏期の服装について、  
男子は、ズボンと白無地Yシャツとする。  
Yシャツの代わりに白無地のポロシャツも認める。  
女子は、スカートまたはスラックスと白無地ブラウスとする。ブラウスの代わりに白無地のポロシャツも認める。
- (ウ) ブラウス・Yシャツの上に防寒用着として、フードの付いていないベスト・カーディガン・セーターの着用を認める。防寒用着（コートを含む）は、華美でなく無地を基本とした端正なものとする。
- (エ) ジャージ、トレーナー、パーカー、ジャンパー類の着用は認めない。
- (3) 11月から4月の登下校時は、男女とも上着を着用する。ただし、その上に防寒用コートを着てもよい。
- (4) 5月から10月の登下校時は、気候に応じて(2)の(ア)(イ)(ウ)のいずれかの服装を選択してよい。
- (5) 校内では、通年ベスト・カーディガン・セーター姿も可とする。
- (6) 式典は、(2)の(ア)または(イ)の服装で臨むものとする。
- (7) バッジ、ボタン等は所定のものを、定められた位置につけておく。
- (8) 頭髪は高校生にふさわしく、端正にして清潔なものとし、染色・脱色をしてはならない。
- (9) 校内では、不要な装飾品を身に付けない。
- (10) 校内では上履、外履、体育館履をはっきりと

区別する。

- (1) やむを得ない事情により、異装の場合は所定の用紙に記入の上、HR担任に届け出て許可をうける。
- (2) 体育の授業および体育的行事では、指定された体操着を着用する。

#### [5] 集会・掲示

- (1) 集会や対外交渉（対外試合、共同研究を含む）を持つ場合は、必ず事前に関係職員に届け出て学校の許可をうける。
- (2) 校内の掲示物や印刷物の配布等は、生徒支援グループ及び関係職員の指導と許可をうけて行う。掲示の期間は原則として1週間とする。

#### [6] 校内生活一般

- (1) 校内においては互いに人格を尊重し、教職員に対する礼儀をわきまえ、生徒間でも互いに挨拶を交わし、来賓に対しては礼を失わないように心掛ける。
- (2) 所持品は華美にわたらず、必ず学年氏名を明記する。必要以上の金品は持参しない。遺失物はすみやかに関係職員又はHR担任に届け出る。
- (3) 生徒間での金銭の徴収はみだりにしてはならない。やむを得ず徴収する場合は関係職員に届け出る。
- (4) 病気その他身体に故障の起った場合は、保健委員に連絡し、ただちに養護教諭又はHR担任の指導をうける。
- (5) 火気の使用は原則として禁止する。やむを得ず使用する時は、関係職員の許可をうけ指示に

従う。

- (6) 学校の建物、備品の使用は事前に届け出て、関係職員の許可と指示をうけなければならない。建物の一部、校具、教具等を破損した時は、ただちに届け出る。
- (7) 校舎内外は清掃を徹底して清潔に保ち、又汚さないように心掛ける。
- (8) 休日に部活動等で教室を使用する場合は、使用の日の前日までにHR担任又は顧問に届け、使用する教室等の管理者及び関係職員の許可をうける。
- (9) 授業中の携帯電話の使用は、禁止する。チャイムがなる前に電源を切るか、音の出ない設定にしてかばん等にしまうこと。HRや集会での使用も同様に禁止する。移動教室・集会等で教室を離れる際には貴重品と同様に携帯するか、ロッカーに施錠して保管する。

#### [7] 校外生活一般

- (1) 風紀上好ましくない飲食店及び娯楽施設に立ち入ってはならない。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。しかし事情がある場合は、保護者が所定の届出用紙によりHR担任に届け出る。
- (3) 旅行、登山、キャンプなど外泊する場合は、保護者が所定の届出用紙によりHR担任に届け出る。保護者や学校に無断で外泊してはならない。

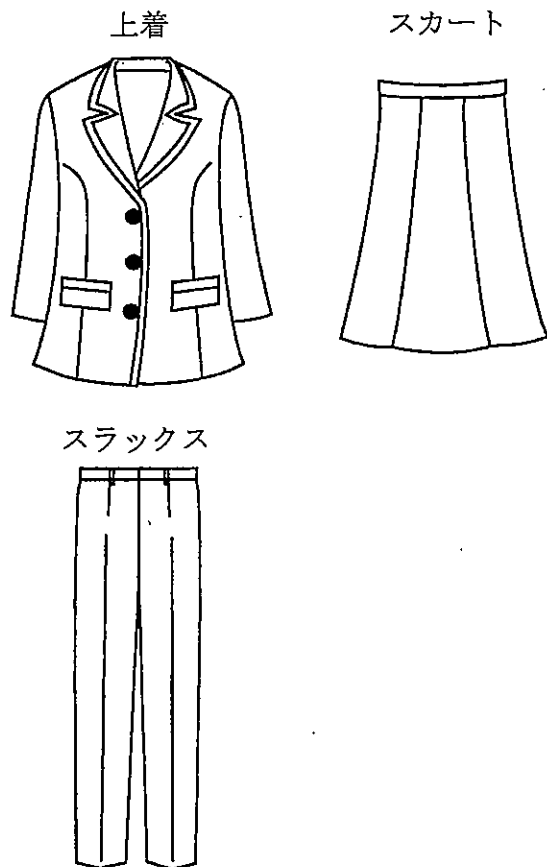
#### [8] その他

- (1) 法規に反すること（飲酒、喫煙、医師の処方

によらない睡眠剤、覚醒剤の服用その他）は、絶対にしてはならない。

- (2) 交通法規を遵守し、安全に心掛けること。

## 女子学生服略図



## 受験心得

- (1) テスト期間中の座席は、出席番号順に窓側の列から着席する。
- (2) 机の中は必ず空にし、教科書等は試験前にカバンにしまい、教室の前か後、あるいは椅子の下に置く。
- (3) 筆記具及び消しゴム以外は机上に置かない。下敷きの使用は監督者の許可を得る。
- (4) 不正行為は絶対にしない。
- (5) 試験中は筆記具及び消しゴムの貸し借りをしない。
- (6) 「始め」の合図があるまでは、問題を読むことはしない。また、「止め」の合図があったら、直ちに筆記具を置く。
- (7) 病気等の特別な場合は、監督者の指示に従う。
- (8) 携帯電話は電源を切り、カバンの中にしまう。

## その他

- (1) 定期テスト1週間前よりテスト終了まで、部活動等は原則として禁止する。特別の事情がある場合には、許可を必要とし、活動時間は1時間程度とする。
- (2) 定期テスト・(校内)実力テスト等の期間中、及び定期テスト1週間前より、職員室・研修室・印刷室等への生徒の入室を禁止する。  
学期末等の成績処理期間も同様とする。